

平成 21 年度第 2 回神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

議題（1）神奈川県動物愛護推進員の委嘱等について

【事務局説明】

選考結果等を説明

【意見等】

委員： 今後のスケジュールについて尋ねたい。4月に研修があるとのことだが、前回の動物愛護推進員の委嘱の時にはなかった。今回はどのように研修を行うのか伺いたい。また、第1期の動物愛護推進員の中で活動を継続しない方はいるのか。

事務局： 前回の動物愛護推進員の研修については、平成21年5月14日に県動物保護センターで研修を行っている。その際には神奈川県動物愛護管理推進計画の説明、県動物保護センターの説明、施設見学を行っている。

平成20年度に委嘱した動物愛護推進員の中で、平成22年度以降継続しない方は何人かいる。

委員： ミーティングのようなものは行わないのか。

事務局： どのような活動をしてよいか分からないという方もいるようなので、情報交換も含めて定期的を開催していくことを考えている。

委員： 28名の動物愛護推進員がいるが、推薦された方が多い。また、動物愛護推進員がいる地域にバラつきがあるので、そこを考慮して動物愛護推進員を委嘱して欲しい。

事務局： 前回の動物愛護推進員の委嘱では、3カ所の保健福祉事務所管内で動物愛護推進員が不在であったが、今回は1カ所を除いた保健福祉事務所管内に動物愛護推進員を委嘱できた。残りの1カ所については次回の委嘱時には調整していきたいと考えている。

会長： 動物愛護推進員が設置されている地域について、横浜市等、他の市町村と重複していることはないか。

事務局： 県では、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市を除いた地域で動物愛護推進員を委嘱している。

議題（２）神奈川県動物愛護管理推進計画の推進について

【事務局説明】（資料から抜粋して説明）

ア 平成 21 年度（４月～12 月）実施状況について

○ 施策 1 普及啓発

- ① 動物愛護関連行事として動物愛護フェスティバル、動物愛護の集い、動物愛護フェアなどを開催し、県民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、区民まつり等のイベント時に獣医師会、関係団体と協力し、普及啓発事業を実施した。
- ② 適正飼養講習会等の開催として、動物の飼養者や譲渡対象者等を対象に、適正飼養、しつけ方等についての各種教室、講習会の開催や、獣医師会等に委託し、しつけ相談等を開催した。また、小学校、保育園等を対象とした動物ふれあい教室、夏休み飼育体験教室等を開催した。
- ③ 動物愛護の普及啓発の推進として、動物愛護週間、適正飼養の推進、マイクロチップの普及の推進、動物の愛護及び管理に関する法律の周知に関するポスター、パンフレット等、犬の糞尿の放置に対する啓発看板等の配布、ホームページ、広報紙等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施した。川崎市は平成 17 年に作成した「川崎市猫の適正使用ガイドライン」の周知を図り、飼い猫の適正飼養や地域猫活動の考え方を普及啓発した。

○ 施策 2 動物の引取り数減少への取組み

- ① 飼い主への普及啓発として、動物の引取り時に、飼い主が自ら譲渡先を探すこと、終生飼養等の指導などの対応を行うためのマニュアルを作成し、保健福祉事務所、県動物保護センターで活用している。今後は、マニュアルの効果を検証する。
- ② 繁殖制限措置の実施の推進として、飼い犬、飼い猫又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした不妊去勢手術補助を実施し、みだりな繁殖の防止を推進している。

○ 施策 3 動物の返還・譲渡の推進

- ① 動物の返還の推進として、犬の登録及び鑑札等の装着など、所有明示措置

を実施するよう飼い主の責任の徹底について指導を実施している。

- ② 動物の譲渡の推進として、センター等に収容された譲渡動物をインターネット上で閲覧できるようホームページにて公開し、譲渡会による譲渡、獣医師会、民間団体、ボランティアと連携し、譲渡を推進している。

○ 施策4 所有明示措置の推進

- ① 犬の登録等の推進として、市町村との連携や動物取扱業者を通じた啓発等を充実することにより、狂犬病予防法に基づく登録及び鑑札等の装着を推進している。地域の市町村と藤沢市では、犬鑑札及び狂犬病予防注射済票を小型化し、装着率向上を進めていく。
- ② 所有明示措置の推進として、マイクロチップの普及推進や迷子札の装着に関するポスター、リーフレット等の配布、ホームページへの掲載、健康フェスタ等の事業での展示などにより、普及推進を図っている。相模原市ではホームページへの掲載により所有明示措置の普及啓発を行っており、川崎市では動物愛護センターからの譲渡動物に対して、原則マイクロチップを挿入している。横浜市では、マイクロチップ装着推進事業として、飼い犬、飼い猫1,000頭に対し、装着、登録費用の一部助成を行うとともに、マイクロチップリーダーを各区に配備した。

○ 施策5 動物による危害や迷惑の防止

- ① 飼い主への普及啓発として、適正飼養講習会の実施、ホームページ等への掲載、犬の糞尿に対する啓発看板の配布などにより、動物の飼い主に対し、適正な飼養管理等について指導、普及啓発を行っている。相模原市では、犬のフン持ち帰り啓発看板の配布、犬の尿の後始末のためのペットシャワーについてホームページに掲載し、「ペットと楽しく！写真展示会」において展示を行っている。
- ② 犬による危害防止として、狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼育方法を指導することにより事故の再発を防止している。

○ 施策6 動物の遺棄・虐待防止への取り組み

動物を安易に飼養しないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、ホームページ、リーフレット等の啓発資料などにより普及を図っている。

○ 施策7 動物取扱業の適正化

法に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の様々な機会を通じて、法令順守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施している。

○ 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

実験動物飼育施設の把握のための調査方法を検討している。

○ 施策9 人と動物の共通感染症への取組み

人と動物の共通感染症の抗体保有状況等の調査を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導している。また、川崎市では、譲渡に供する子犬や子猫、動物愛護センターのふれあい動物や収容犬、死亡野鳥等の通報等に対し、それぞれに応じた病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図っている。

○ 施策10 災害時対策

① 体制整備等として、動物救護本部の設置、負傷動物の救護等について記載した「災害時動物救護活動マニュアル」の見直しにより内容の充実を図っている。横浜市では、「災害時地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」の作成作業を進めている。

② 飼い主への対策としては、適正飼養講習会や防災訓練の実施、講演会の開催、適正飼養キャンペーン等を通じ、災害時における動物の救護や特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置の迅速な実施のため、マイクロチップ等による所有明示措置の実施及び普及啓発を推進している。

○ 施策11 人材育成

地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導、助言等を行う動物愛護推進員を委嘱、又は委嘱に向けた検討を行い、委嘱後の活動支援を実施してい

る。川崎市では、かわさき犬・ねこ愛護ボランティアに対する積極的な情報提供、情報交換、「動物愛護フェアかわさき」等での協働を通じて、さらなる育成、支援を行っている。

○ 施策 12 調査研究の推進

川崎市では、地域社会と動物に関する調査、動物の飼養実態に関する調査を実施した。

○ 神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

「神奈川県動物愛護管理推進協議会」において、県としての事業の実施及び推進について協議している。

また、計画に係る事業検討委員会を設置し、計画に係る事業の具体的な検討を実施している。

① 適正飼養部会では、県動物保護センター及び保健福祉事務所でやっている動物

の引取り時の確認事項の統一化を図り、安易な引取りを行わないため、また、引取り後のトラブル防止のため、「動物の所有者からの引取りの申し出に係る対応マニュアル」を作成した。確認書の提出、本人確認証明書の提示、代理人の場合は委任状の提出を求めることとし、平成 21 年 7 月から県動物保護センターと各保健福祉事務所で動物の所有者から引取りの申し出があった場合、これにより対応している。また、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」を作成中である。

② 災害対策部会では、リーフレット「ペットの災害対策」（参考資料 7）を 1,000

部作成し、各保健福祉事務所、県動物保護センター、各イベント等で配布予定である。また、災害時の避難訓練等が各獣医師会や市町村等で実施され始めたことから、ペットのための災害時常備グッズを、「動物フェスティバル」、「三崎市民まつり」、「平塚健康フェスティバル」、「動物愛護のつどい」等イベント時に展示した。

③ 調査・検証部会では、「動物の所有者からの引取りの申し出に係る対応マニ

ュアル」使用開始後の引取り頭数について検証、「動物の所有者からの引取りの申し出に係る対応マニュアル」の活用についてその状況を把握するため、各保健

福祉事務所担当課にアンケートを実施する予定である。また、実験動物の施設の把握に関する有効な調査方法について検討を行っている。

イ 平成 22 年度県及び保健所設置市の主な事業（案）を説明

○ 施策 5 動物による危害や迷惑の防止

県は、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」の作成を行う。

○ 施策 8 実験動物及び産業動物の適正な取扱い

県は、実験動物飼養施設の把握のためのアンケート調査等を実施する。

○ 施策 9 人と動物の共通感染症への取組み

県は、狂犬病発生時対応マニュアルへの取組みを行う。非常に大きいテーマなので、平成 22 年度から 7 年間かけて完成したいと考えている。

委員（横浜市）： 施策 2 の動物引取り数減少の取組みとして、不妊去勢手術費用の一部助成をはじめとした事業により、引取り頭数の減少を図る。猫については、獣医師会及び関係団体とのネットワークの構築を推進して行く。

施策 7 の動物取扱業の適正化については、登録業者数が平成 21 年 3 月末で施設数が 1,002 ある。今後とも 18 区で、監視強化を図っていく。

災害対応については、マイクロチップの装着事業を、今年から犬、猫 1,000 頭を対象に実施しており、補助金は 2,000 円のうち、獣医師会から 500 円出している。

災害時の対応については、ガイドラインを作成している。最終版については今後示したいと考えている。

委員（川崎市）： 施策 2 の普及啓発については、動物愛護フェアを川崎市では毎年実施している。川崎市は細長い地形のため、3 箇所毎年場所を変えて実施している。愛護フェアがより効果的なように、検討委員会等とさまざまな検討を毎年行っている。その中で順次見直しを図っていく。

施策 7 の動物取扱業の適正化については、動物取扱業の監視指導を各保健所長に委任しており、各保健所のノウハウで監視指導しているが、指導内容についてばらつきが出ないように、標準化を図っていききたい。

委員（横須賀市）： 施策1の普及啓発ということで、犬の相談会や犬のしつけ方教室を開催しているが、今年度横須賀市では新しく動物愛護センターを建設したことから、これまで犬を連れて講習を受講することができなかった飼い主が、犬を連れて受講できるようになった。今までは保健センター会議室で実施していたため、デモ犬を使っただけの講習であったが、動物愛護センターの講習では、自分の犬でしつけを受講できることから、飼い主が積極的に参加できるようになっている。

動物愛護センターは市の外れにあり交通が不便ではあるが、隣接しているリサイクルセンターの年3回の開放日に併せて講習会を実施することで、集客力を高めようと考えている。現在参加者が100名を超えているが、今後とも参加者を増やして行きたい。また、学校単位の見学希望もあり、見学の受け入れも進めたい。

横須賀市は苦情が多く、中でも猫の苦情が多い。内容は、糞尿害と飼育問題が中心である。猫については時間がかかったが、ガイドラインを作成したのでそれを実施して行きたいと考えている。

委員（藤沢市）： 施策1の普及啓発については、犬のしつけ方教室を開催し、犬を同伴する形で開催している。また、動物愛護の集いを市独自で開催している。

今年の動物フェスティバルでは、学校動物の飼育状況について、生徒が作った壁新聞が好評だったことから、今後も続けて行きたい。

猫の不妊去勢手術補助については、飼い主のいる猫のみを対象としていたが、飼い主不明の猫へも範囲を拡大する。

動物愛護推進員の中に防災について関心のある方がいる。災害時における対応については、市でも動物への対応方法を防災関係各課とも協議して進めている。

委員（相模原市）： 普及啓発については、毎年健康フェスタの際に動物愛護啓発コーナーを作り、展示している。関心を持ってもらうために一昨年から写真コンテストを開催し、投票と表彰を行い、好評を得ている。しかし健康フェスタ会場はメディカルセンターに入っていることから来所者が多く、開催時期が新型インフルエンザが流行した時と重なり、体調不良の人間がいる場所で健康フェアを実施するのはどうかという意見があり、今年度は中止になってしまった。

今後は、より多くの方に写真コンテストに応募していただけるように、さらに広報に

力を入れたい。

犬の教室については、今年は麻布大学で年3回実施する計画であり、すでに開催したものは好評を得ている。

動物取扱業の登録事務については、平成22年4月から市の事務になることから、県からの円滑な引継ぎが、今年度の最大のテーマとなっている。

会長： その他の委員から取組みを行っている報告はありますか。

委員： 日頃猫を大切に飼っている人でも、動物のイベントへは行かないという人もいる。講演があってもテーマによっては、自分には関係ないから行かないという人もいる。また大きい企画をしても、その割にお客さんの反応が薄いこともある。

以前出席したイベントは、30人くらいの集まりであったが、講義形式ではなく飼育相談のような形で対応したら、気軽に話をしてくれた。

このように気軽に参加できる雰囲気イベントを行うのが良いのではないか。

20～30人という小さい規模で、エリアも小さく分けてやる方がよい。普段着で来られる身近なものだとPRし、内容も簡単なもので気楽に聞けるものであれば、人が集まるのではないか。大きな集まりだと、自分は関係ないという人もいるが、気軽に参加できる小さな集まりなら来るのではないか。年に数回位あると参加しやすいと思う。

獣医さんから、当団体に数件、子猫が増えて困っているという人がいるという相談を受けた。猫を捕まえられず、子供を生んでしまうというケースである。

捕獲器の貸し出しというのはものものしいので、民間が貸し出す形にしている。行政が行うと上から目線になるので、動物愛護推進員、地域の人を活用して対応する。成果があることが分かると、喜んで活動してくれることになる。動物愛護推進員は信用のある土地勘のある人が対応してくれるのがよい。経験を一つずつ積重ね、小さいことを着実にやっていった方が、良いのではないか。

委員： 野良猫の不妊去勢をするので約30台捕獲器を貸し出しているが、借りた人が自分で対応できないと言われれば、スタッフが行って対応している。

普及については今年、ドキュメンタリー映画「犬と猫と人間と」が話題になった。この作品は県動物保護センター、当協会のほか、各地の動物愛護センターや動物愛護団体などを取材し、全般的に偏りなく作られており、よい作品になっているので利用している。

副会長： 獣医師会としては多方面で活動を行っている。

普及啓発については藤沢市で昨年行った動物フェスティバルに、多数の参加者があった。各支部でも活動を行っている。足並みが揃わないなどがあるが、いろいろとやっている。

神奈川の土地柄から、大都会の隣に自然があるというこの環境を子供たちに引継ぐには、今やらなければ駄目だということで、自然保護センターでの野生動物の保護に協力しており、多くの会員がボランティアで参加してくれている。

譲渡会については毎月行っている支部もあるが、各行政の努力により、年々譲渡対象の動物が減ってきている。譲渡する動物がない月もあり、大きな成果だと思われる。

相模原支部では譲渡をするときに、マイクロチップを入れることが条件であり、4,000円の費用のうち、飼い主が2,000円を負担し、2,000円を獣医師会が補助している。

若手獣医師を中心にホームページを活用して、迷子犬や負傷動物の情報を共有できるようにしているところが増えている。

災害時については、皆様と集まりを持っている。2年ごとの役員改選時は、役員の周知などについて早い対応をしている。また、県内での災害に関するイベントなどでは、10kgの犬が3日間でどの位の食料、水が必要かを展示したり、マイクロチップを入れた犬を実際に使って、マイクロチップ挿入の啓発をしている。

委員： 今年度の動物フェスティバルに、参加させてもらったが、来年度はより本格的に参加させて欲しいと考えている。

昨年度から大規模住宅での動物飼養について取り組んでいるが、会員の中に宅建主任を持っている人が3人いるので、大規模住宅での動物飼養についての普及啓発に対応するつもりでいる。3月には大規模住宅のある大船と大和にも行き、普及啓発を行う。

犬については、飼育マナー向上キャンペーンを行って3年目になる。今はキャンペーンの実施は、横浜市内だけだが、いずれは県内に広げたい。

委員： マイクロチップ装着については、平成18年～20年まで期間限定のキャンペーン事業として行った。

今は猫の適正飼養に力を入れている。猫の数が増えている。いわゆる猫屋敷もあり、適正飼育の指導を行っている。平成22年度も引き続き行いたい。

会長： 大学・教育機関という立場で、私からもお話ししたい。

県が事務局をしている動物由来感染症連絡会に参加しており、サーベランスの手伝いをしている。対象としている疾病は、猫ひっかき病、トキソプラズマ、犬のレプトスピラ等である。人獣共通感染症の予防のための啓発もしている。

県内で依頼される講演でも動物由来感染症の話をしている。そこでは、動物は病気を持っているが、過度の接触を避け、接触後は手洗いをしっかり行えば、怖がらなくて大丈夫だと伝えている。

その他に意見があれば、意見交換を行いたい。

副会長： 平成 22 年度事業の中で、犬鑑札、注射済票を確実に装着していくことを推進して行きたい。小型犬が増えており犬鑑札や注射済票をつけていない犬が増えている。災害時にすぐに犬に装着することはできないから、日頃から装着するように指導している。マイクロチップについては外見では判断できないことから、犬鑑札、注射済票の装着を推進していきたい。動物病院に持ち込まれた負傷動物については、マイクロチップリーダーでチェックしている。

平成 22 年度の動物フェスティバルについては、茅ヶ崎、寒川支部が主体となって開催するので、多くの県民にPRして欲しい。

小学校飼育動物については、アンケートをとって情報を集めている。小学校から 5 年生を対象に命の大切さを理解するという事で、学校の先生が触れられない生と死、特に死について話をして欲しいという依頼があり、話をした。小さい時から命の大切さを啓蒙普及することは大事であり、我々が進んで関与していきたい。

委員： 質問を 10 項目ほどまとめてしたい。

- ① マイクロチップの話が出たが、マイクロチップリーダーの設置がないと読み取りができないと思うが、県と市町村で併せてどの位設置しているのか、知りたい。また、動物が交通事故に会った時にその治療等を行う先の機関にも、設置している必要があると思うが、その点はどうか。
- ② 普及啓発のポスターについて、環境省が作った遺棄虐待防止のポスターは、良いポスターだが、県や各市町村でどの位掲示しているのか。自分が見た時は県の施設では掲示されていない。掲示している施設はどの位あるのか。

- ③ 虐待で警察との連携体制を今後も継続する必要があるが、どのような形での連携を進めていくのか。警察に連絡しても、動物愛護法があること自体を知らない人がいる。警察がまず動物愛護法の存在を知る必要がある。交番勤務の人間にまで情報が行き渡る必要がある。また、交番にも啓発ポスターを掲示してほしい。環境省のHPからもダウンロードできる。警察の取組みを教えてください。
- ④ 平成21年の7月から、動物の引取りに係る対応マニュアルを保健福祉事務所に配布したとのことだが、昨年、県内市町村の職員が野良猫の処分に困っている人に、自分の飼い猫と言ってしまうと、保健福祉事務所は引取るというような回答し、その回答がホームページに掲載されていた。この件については、当該市町村と管轄する保健福祉事務所が対応したが、当該市町村が6月に掲示したホームページについて、7月に配布されたマニュアルの考え方が市町村に伝わっていなかったからではないか。当該市町村の職員は、野良猫の対応については、前任から口頭で引継いだことを実践していたようだ。
- ⑤ 動物取扱業者との連携の内容を知りたい。どんな業者と、どんな連携を図っているのか。
- ⑥ 負傷犬猫について、獣医師会等と連携するとあるが、この「等」は何を指しているのか。自分たちも負傷動物の救済活動をしているが、この「等」に入れてもらえるのか。
- ⑦ 繁殖制限実施の中に、大きな所で川崎市と横須賀市が入っているが、県内の10市町村でも実施しているので、次の時にはその市町村名を入れて取りまとめを行って欲しい。
- ⑧ 返還譲渡の推進について、川崎市のホームページは良くできている。新しい飼い主探しと収容動物をマッチングさせている。県も収容動物情報を公開するということがあったが、まだ検討中になっている。川崎市のホームページを参考にすることはできないのか。
- ⑨ 動物取扱業者の適正化については、以前の協議会でも動物取扱業者の問題を出したことがあるが、平成21年11月に県に確認した時には、当該動物取扱業者は、犬の登録等を1頭も行っておらず、放置された状態になっていた。12月からは登録を開始したと聞いている。また、来年度からの事業項目の中で、県と横須賀市・藤沢市で適正化

という言葉が入っていないので、是非とも入れて欲しい。

⑩ 施策8の実験動物及び産業動物の取扱いの適正化について、施設について調査部会を開いたとあるが、その検討内容、メンバー等について教えてもらいたい。

⑪ 県の中で、「猫の適正飼養ガイドライン」の作成とあるが、従来の「神奈川県猫の適正飼養指針」とどのように違うのか。「神奈川県猫の適正飼養指針」には、「家庭動物の飼養及び保管に関する基準について」に入っている、繁殖制限の処置をするという言葉が入っていなかった。今度のガイドラインには、その点についてどのような言葉を入れているのか知りたい。

⑫ 計画策定から2年を経ようとしている現在、施策を細かく分析し、10年間で何をどこまで進めるかという各々の施策に目標設定がなされていなくてはならないと思う。この点について、部会を設け、早急に検討に入るべきだと思う。

また本協議会開催時間が短いので、もっと長い時間で開催してほしい。

副会長： マイクロチップリーダーについては、小動物病院では設置している病院が多いと思う。相模原市内の獣医師会員は全員が設置している。他の場所でも獣医師会員ほとんど持っていると思うが、実数の把握はしていないので、今後把握したい。

委員： マイクロチップリーダーの設置について、県や市では検討をするのか。

委員（横浜市）： リーダーの普及については、横浜市の畜犬センターと18区の保健センターに設置している。装着推進事業については横浜市獣医師会が進めている。以前は設置率が70%前後だったのが、今は相当な数になっていると思われる。市の清掃部門での設置連携については交渉しているが、まだ今は実現していない。

委員： 今後についてはどうか。

委員（横浜市）： 難しい問題なので、今後も検討を続けたい。

委員： 警察ではどうか。

委員（県警）： 設置の予定はない。本日の話を持ち帰り、話を上げていくこととなる。

事務局： 質問①について、県動物保護センターでは、6台のマイクロチップリーダーを保有している。

質問②のポスターの掲示については、県の施設ではポスターの掲示期間を定めており、期間中のみ掲示している。環境省がポスター等を出した場合は、各保健福祉事務所や市

町村に配布しており、配布したものは、通常掲示している。

質問③については、環境省が「動物の遺棄・虐待事例等」という資料を作成しているので、これを必要部数送付してもらい、各警察署に配布することを考えている。

質問④については、委員からも情報提供を受け、県から保健福祉事務所を通して、当該市町村に是正を求めた。「動物の所有者からの引取りの申出に係る対応マニュアル」については、動物の引取り業務を行っている県動物保護センターと各保健所が配布対象で、動物の引取り業務を行っていない市町村については対象外としている。今回同様の事例の有無について県域の市町村に確認をしたところ、同様事例はなかったが、改めて所管区域の市町村に動物愛護管理に関する正しい情報を周知するよう各保健福祉事務所に依頼した。

質問⑤については、県が行う動物取扱業者の講習・監視指導時に、販売業者が動物の購入者に対して適性飼養の知識や、終生飼養の普及を周知するという面で、連携・協力を図っている。

質問⑥については、獣医師会等の「等」には、社団法人神奈川県獣医師会及びその支部が含まれている。

質問⑦繁殖制限については、県内の11市町村で助成を実施していることを把握しているが、県が実施していることではないので、記載していない。

質問⑧は、公示内容については県のホームページに掲載するつもりだったが、ホームページや情報管理体制を担当する職員配置が整っていないことに加え、特定の動物に対して引取り希望が殺到するなどの事態が予想されるという課題があり、これら課題について対応を検討中である。

今後は、これらの課題を解決しながら、毛色、性別、品種など、文書で公示している情報から順次実施していきたいと考えている。

質問⑨の動物取扱業者については、市や保健福祉事務所は、犬の登録等の実施について指導していたが、当該販売店の社長が病気で対応が遅れていた。しかし、昨年12月から指導を徹底し、65頭の犬の登録等の手続が行われた。幼犬成犬併せて約300頭いるので、他に譲渡して頭数を減らしながら、これからも登録等を順次進めていくと聞いている。動物取扱業者の指導は、適宜実施していく。

質問⑩の実験動物についての部会では、実験動物飼育施設について、把握方法、調査方法等を検討している。部会の構成員は、生活衛生課、保健福祉事務所、県動物保護センターの職員 4～5 人である。産業動物については、計画では、平成 22 年から関係機関との調整を始める予定である。

質問⑪猫の適正飼養ガイドラインと飼養指針の違いは、「神奈川県猫の適正飼養指針」が行政の立場での指針であるのに対し、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」は、県民への普及啓発を目的としたガイドラインということである。

環境省が平成 22 年 3 月末を目途に、「住宅密集地における犬ねこの適正飼養ガイドライン」を作成する予定と聞いているので、そのガイドラインも参考に、「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（仮称）」の案を作成し、当協議会で意見を伺う予定である。

質問⑫の本協議会での部会の設置や開催時間については、必要に応じて検討する。

委員： 猫の引取り事前相談時の対応についてだが、引取り理由のところ、「病気、老衰等の理由により飼養を継続できない又は安楽死をさせたいとの理由による申出にあつては」とあるが、なるべく断り、獣医師へ持って行くように指導するということか。91 日齢以上、未満という区分があるということは、大人の動物でも引取りをすることがあるということだと考えられる。病気、老衰等以外の理由で、単に飼えないから引取ってくださいと言うものも、引取るということなのか。また、引取る動物と引取らない動物を線引きするのか。その線引きはどこですか。

事務局： 所有者からの引取りについての対応は、その事例ごとに異なる。病気・老衰等の場合は、県動物保護センターで引き取っても新しい飼い主に譲渡されることは難しく、できれば最後まで面倒を見るように話をするということである。

委員： ずっと悩んでその末に持ってきているのだから、窓口でもう一度考え直して欲しいと勧めても無理な場合もある。処分は注射で行って欲しいが、どのような方法で行われているのか。

事務局： 県動物保護センターでは、やむを得ず殺処分する場合は、可能な限り注射による殺処分を行うようにしている。犬の場合、70%位は注射で実施している。

委員： 動物の処分方法を、知らない人の中には、ただ単に、連れて行けば殺されるから嫌だ、という考え方をしている人がいる。これが県動物保護センターに連れて行っても、動物病院

と同じ方法で安楽死処分されるのだと知れば、連れて行こうという気にもなり、動物を捨てる人が減る。老衰や病気でどうにもならないものが、捨てられて、結局は行き倒れて死んで行くという状況になるのを防ぐことができる。終末期状態の動物を、ただだと生かしておくだけではない方法がある、ということを知民に知らせて欲しい。

委員（県動物保護センター）： 県動物保護センターは炭酸ガスによる殺処分については、動物愛護団体等からいろいろな意見もあり、できるかぎり減らしている。

しかし、県動物保護センターへ連れて行けば安楽死してくれると捉えられては困る。その点はきちんと考えていただきたい。県動物保護センターでは、ボランティアが譲渡に協力してくれているが、ボランティアは県動物保護センターの現状を知ってくれている。

委員： かかり付けの獣医師が、ここで治療を終わりにするとか、安楽死のための注射をするという判断をしてくれればよいが、動物をただだと治療している現状も良くないと思う。現場の獣医師がもう安楽死は嫌だ、という状態になれば、やってくれる場所がなくなり、飼い主が途方に暮れるということもあることを、忘れないでほしい。

（まとめ）

会長： ありがとうございます。

計画に基づき着実に事業を推進していく必要がある中で、難しいものもあるが、できるかぎり実施していく方向で、可能なものから取組んで欲しい。

他に、事務局から何かあるか。

事務局： 本日の協議会について、会議の概要をホームページ等で公表させていただくので、お忙しいところ恐縮だが、後日お送りする会議記録の確認にご協力をお願いしたい。

先ほどご協議いただいた、動物愛護推進員の委嘱につきましては、動物愛護推進員の推薦をいただいた団体にも、後日委嘱式の開催内容について、お知らせする。

次回の協議会については、開催日時はまだ決定していないが、概ね7月くらいを目途として開催したいと考えており、こちらも追って調整させていただきたい。

会長： 貴重なご意見ありがとうございました。2時間に渡り、ご苦労さまでした。

以上